

虐待防止基本方針

令和 4 年 4 月 1 日版

1. 基本方針の目的

デイリハステーションこいたっぷを利用されている利用者が、安心して利用できるように、職員が行ってはならない虐待行為について整理し、施設としての虐待予防に向けた体制・取り組みを定める。また、万が一虐待行為が発生した場合の法人としての対処方法を定める。

2. 虐待の種類

区分	概 要	具体的内容例	対象職員への刑罰対象
身体的虐待	身体に外傷が生じ、もしくは生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。	平手打ちにする、殴る、蹴る壁に叩きつける、つねる、正当な理由なき車いす等への固定、居室等への閉じ込め、投棄 等	傷害罪暴行罪 逮捕監禁罪
性的虐待	わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること	性交・合理的理由なき性器への接触、本人の前でわいせつな言葉を発する等	強制わいせつ罪 強姦罪
心理的虐待	著しい暴言、もしくは拒絶的な対応または不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	「バカ」「アホ」等の侮辱する言葉を浴びせる、大声で叱責する、仲間に入れない、話しかけを無視する、人格をおとしめるような対応等	脅迫罪強要罪 名誉棄損罪侮辱罪
放棄・放任 (ネグレクト)	心身的に衰弱させるような減食または長時間の放置、粗悪な環境の放置等	排泄や洗身、爪切り、下着交換等の介助を長時間しない、汚れた服を長時間着せたままにする、汚れた居室等を長時間掃除しない 等	保護責任者遺棄罪
経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること	年金や賃金を渡さない、不当な年金等の管理 等	窃盗罪詐欺罪 横領罪

3. 不適切な行為 ここで扱う「不適切行為」は、提供するサービスの質を向上させるための支援場面の具体的ポイントとして継続的に振り返っていくために掲げた。

区分	内 容	理 由
不適切行為	呼称を「～さん」付けしない	子ども扱いや人格を軽視している状況であり、心理的虐待につながり易い。
	利用者の近くでの申し送り・職員同士の会話	生理や排便のことなどの他に聞こえて欲しくないことや“問題行動”等を話すことで、他に偏ったイメージを作る可能性があるため、細心の注意や配慮が必要。
	その他、虐待行為区分の行為とは言えないが、適切さに欠くと思われる行為。	虐待とは言えないが、サービスの質の維持・向上の視点から適切さに欠いているため。

4. 虐待防止体制と取り組み

(1) 虐待防止責任者の設置 虐待防止責任者を選任する。虐待防止責任者は、虐待防止委員会委員長を兼ねる。

○虐待防止責任者兼虐待防止委員会委員長 小板橋 祥

(2) 虐待防止委員会の設置 虐待防止委員会は、(ア)虐待行為・虐待疑い事象が発生し、確認・検討が必要なとき、(イ)虐待予防に関わること等虐待防止委員会メンバーが必要となったとき、に開催する。

①虐待行為・虐待疑い事象が発生した場合の情報収集と検討

②虐待防止セルフチェック実施の促しと結果分析・考察・対応等に関わること

③その他、虐待防止に関わる提言や研修会の実施等の取り組みの発案、助言等に関わること

5. 虐待（疑い）行為の発見からの流れ

